資料 1

中核市移行に係る県から市への移譲事務について

鳥取市中核市推進監 県 地 域 振 興 課

1 移譲事務の項目数について

鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取県から市に移譲される法定移譲事務(1,411事務)に加え、関連する県単独事業や一体的な実施を検討してきた事務事業など計2,645事務について、本年7月末現在、2,211事務を市に移譲を行う方向で県・市において事務調整を行いました。

これをベースに、職員・組織体制、財政影響等の検討を行うこととします。

(平成27年7月末現在)

| | 検討項目数 | 県から市への移譲項目数 | | 県で引き続き |
|----------|--------|-------------|----------------|---------|
| 区分 | J | | うち事務所 取扱項目数 | 実施する項目数 |
| 1 法定移譲事務 | 1, 411 | 1, 411 | 778 | 0 |
| 2 県単独事務 | 261 | 231 | 206 | 30 |
| 3 関連事務 | 973 | 569 | 368 | 404 |
| 合 計 | 2, 645 | 2, 211 | 1, 352 | 434 |

- ※各件数については、法改正等の影響により今後変更することがあります。
- ※「事務所取扱項目数」は、現在、東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所において事 務実施をしているもので内数

[参考]

■ 区分について

1 法定移譲事務 = 法令上、中核市へ移譲される事務

総務省から、中核市へ移譲される事務として示された事務。

特例市、景観行政団体、特例条例で、既に鳥取市の権能となっている事務を除く。

2 県単独事務

中核市への法定移譲事務に関連して、現在、県が県条例等に基づき実施している事務。

法令上は中核市の事務ではないが、法定移譲事務に関連して一体的に処理することを検討 した県(知事)権限の事務。

■ 県で引き続き実施する主な事務

- ・県全域で実施する試験、講習会の指定・実施
- 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所に係る事務
- ・障がい者虐待防止・権利擁護に関する事務
- ・県補助金事務(保育所関係、産休代替、エコクラブ、PCB, 不法投棄)
- ・鳥取県地下水保全条例に基づく事務等

2 移譲事務の主な内容について

(1) 民生行政に関する事務

| \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | 3.工门以に因うる事切 | |
|---------------------------------------|-------------------|------------------------------|
| 番号 | 根拠法令等による区分 | 移譲事務の主な内容 |
| 1 | 行旅病人及び行旅死亡人取扱法 | ・行旅病人又はその同伴者の引取り、又はその救護費用(療養 |
| | | 費等)の弁償を得られない場合の引取り又は費用の弁償 |
| 2 | 児童福祉法 | ・児童福祉審議会の設置 |
| | | ・小児慢性特定疾病医療費の支給 |
| | | ・児童福祉施設等の設置許可・費用補助 |
| 3 | 民生委員法 | ・民生委員の定数の決定 |
| | | ・厚生労働大臣に対する民生委員の推薦に係る事務 |
| 4 | 身体障害者福祉法 | ・身体障害者手帳の交付事務 |
| | | ・身体障害者社会参加支援施設の設置に係る事務 |
| 5 | 生活保護法、中国残留邦人等の円滑な | ・保護施設の設置 |
| | 帰国の促進及び永住帰国後の自立の支 | ・保護施設に対する補助金交付 |
| | 援に関する法律 | ・指定医療機関の指定及び指導等 |
| 6 | 社会福祉法 | ・社会福祉審議会の設置 |
| | | ・社会福祉施設の設置許可 |
| 7 | 老人福祉法 | ・社会福祉法人が設置する養護老人ホームの認可 |
| | | ・社会福祉法人への補助 |
| 8 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法 | ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 |
| | | ・日常生活支援事業、就業支援事業等の実施 |
| 9 | 母子保健法 | ・指定養育医療機関への養育医療の給付の委託 |
| | | ・特定不妊療費助成事業等に係る事務 |
| 1 0 | 障害者総合支援法 | ・指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る事務 |
| | | ・地域生活支援事業の実施 |

(2) 保健衛生行政に関する事務

| 番号 | 根拠法令等による区分 | 移譲事務の主な内容 | |
|----|-----------------|------------------------------|--|
| 1 | 地域保健法 | ・保健所の設置、職員の配置 | |
| | | ・保健所総括事務 | |
| 2 | 医療法 | ・病院・診療所・助産所に係る報告聴取、立入検査 | |
| | | ・エックス線装置を備えた場合の届出 | |
| 3 | 健康増進法 | ・国民健康・栄養調査の実施 | |
| | | ・専門的な栄養指導・保健指導の実施 | |
| | | ・特定給食施設への立入検査等 | |
| 4 | 予防接種法 | ・保健所長への定期・臨時の予防接種の実施事務の委任 | |
| | | | |
| 5 | 感染症の予防及び感染症の患者に | ・感染症予防に関する事務 | |
| | 対する医療に関する法律 | ・結核接触者健康診断の受診勧告・措置・通知・検診実施に係 | |
| | | る事務 | |
| | | ・感染症の予防等に関する検査 | |

| 6 | 難病の患者に対する医療等に関す | ・指定難病に係る医療費助成 |
|-----|------------------|----------------------------|
| | る法律※H27.1.1 施行 | ・難病患者医療相談会、訪問相談 |
| 7 | 精神保健及び精神障害者の福祉に | ・精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談指導 |
| | 関する法律 | |
| 8 | 医薬品、医療機器等の品質、及び安 | ・薬局の開設の許可 |
| | 全性の確保等に関する法律 | ・薬局及び販売業者に対する報告の徴収、立入検査 |
| 9 | 食品衛生法 | ・食品衛生監視指導計画の作成 |
| | | ・飲食店営業等を行う者に対する許可 |
| 1 0 | 食品表示法 | ・食品関連事業者に対する表示事項の表示等の指示、命令 |
| | | ・立入検査 |
| 1 1 | 旅館業法 | ・旅館業等の営業許可 |
| | | ・営業者等からの報告聴取、立入検査 |
| 1 2 | 公衆浴場法 | ・公衆浴場営業の許可 |
| | | ・営業者等からの報告聴取、立入検査 |
| 1 3 | 狂犬病予防法 | ・野犬の捕獲、抑留、返還、処分 |
| | | |

(3)環境行政に関する事務

| 番号 | 根拠法令等による区分 | 移譲事務の主な内容 | |
|----|-------------------------------------|-------------------------|--|
| 1 | 大気汚染防止法 | ・ばい煙発生施設設置者からの報告徴収 | |
| | | ・ばい煙発生施設等の立入検査、 | |
| 2 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・産業廃棄物の収集運搬業(直送)の許可 | | |
| | | ・産業廃棄物管理票を扱う事業者等に対する勧告等 | |

(4)都市計画に関する事務

| 番号 | 根拠法令等による区分 | 移譲事務の主な内容 |
|----|------------------|------------------------|
| 1 | 屋外広告物法 | ・屋外広告業を営もうとする者の登録の義務付け |
| | | ・屋外広告業を営む者に対する指導、助言、勧告 |
| 2 | 高齢者の居住の安定確保に関する法 | ・サービス付高齢者向け住宅事業の登録 |
| | 律 | ・登録業務を行う機関の指定 |

(5) 文教行政に関する事務

| 番号 | 根拠法令等による区分 | 移譲事務の主な内容 |
|----|------------------|--------------------------|
| 1 | 地方教育行政の組織及び運営に関す | ・県費負担教職員の研修に係る事務 |
| | る法律 | ・学校保健に関する教育委員会からの協力要請の受諾 |
| 2 | 文化財保護法 | ・重要文化財に関する現状変更等の許可等に係る事務 |
| | | ・重要文化財の保存に係る立ち入り検査に係る事務 |